

アメリカの農業政策と貿易政策

——過剰農産物問題への歴史的視点——

瀧川 勉

一、第一次大戦後の関税政策と農産物輸出

二、農業政策と貿易政策の矛盾

1、その殆端

2、互恵主義の意義

3、一九三四年互恵通商協定法の歴史的地位

一、第一次大戦後の関税政策と農産物輸出

われわれは以下アメリカの過剰農産物の形成を農業政策と貿易政策の矛盾の観点から考察しようとするのであるが、その場合、その出発点を一九二一年に求めたいと思う。

第一次大戦中から戦後にかけて、アメリカの農産物輸出および農業生産は飛躍的に増大した。一九一九年の農産物輸出は実に四一億ドルに達し、アメリカの史上かつてない記録的水準を樹立した。ところで、このアメリカからの農産物輸出を可能ならしめたきわめて大きな要因の一つは、同国の欧州諸国に対する巨額の借款供与であった。

その金額は一九一七年から二〇〇年にかけておよそ一〇〇億ドルに達したといわれる。この借款金額は、アメリカの穀物や肉類、綿花、武器類等に対する購買力として、連合諸国に大きな貢献をなした。しかるに、アメリカの農産

物輸出は一九一九年を頂点として以後急激に低下するに至り、二〇年夏以来、農産物価格の崩落をみるに至った。いわゆる一九二〇年恐慌といわれるものであるが、この恐慌は世界恐慌としての性格をもつと同時に、農業恐慌と工業恐慌との結合せるものでもあった。⁽¹⁾第一次大戦後、アメリカの農産物輸出が急激に低下した理由として、欧州諸国や海外農産物輸出諸国における増産およびアメリカ農業における技術進歩等をあげることができるが、なによりもわれわれはその主要原因をアメリカの対外政策、主として貿易政策に求めねばならぬ。

第一次大戦によるアメリカの国際的地位の変動は、きわめて顕著なものであった。大戦の結果、アメリカはいわば一夜にして世界最大の債務国から債権国に転化した。その結果、海外諸国はアメリカからの輸入を極力抑制すると同時に、対米輸出を促進する方策を不可避的ならしめられた。アメリカの輸入増大は、アメリカ商品に対する購買力の形成として同国の輸出増大をもたらしであらう。⁽²⁾したがって、債権国としてのアメリカが同国の輸出を促進せんと欲するならば、外国からの輸入を増大することによってより多くのドルを世界に撒布することではなければならない。しかるに、アメリカが大戦後採用するに至った関税政策が高関税、輸入抑制政策であったことは、なおわれわれの記憶に新しいところである。

アメリカは第一次大戦後の農産物価格の崩落に直面するや、一九二一年春、緊急関税法を制定して農産物関税を急増し⁽³⁾、さらに翌二二年、フォドニー・マッカンバー法 (Forney-MacCumber Tariff) によって農産物関税をさらに引上げ、関税の賦課範囲を一般的に拡大するに至った。⁽⁴⁾こうした高関税政策の結果、アメリカの出超が大戦後もいぜんとして継続したことはいうまでもない。たとえば、一九二〇—二四年間に年平均して輸出五〇億ドル、輸入三七億ドルで出超分 (ドル・ギャップ) は一三億ドルに達し、また一九二五—二九年間にそれは六億ドルに達した。

一方、こうしたドル・ギャップを埋めるものとして、従来重要な役割を果たしてきたアメリカ政府による対欧州借款は、一九一九年六月に打ち切られた。この結果、アメリカの工業製品とくに農産物に対する海外の購買力は急激に低下した。第一次大戦後においてアメリカの農産物輸出が急激に低下した主要な原因の一つは、大戦によってアメリカが支配的な債権国となりながらも関税障壁によって外国からの輸入を制限したえず出超をとげたこと、すなわち、アメリカが新しい債権国に照応した関税政策に切換えなかった点に求めることができる。

一九三〇年六月、アメリカはふたたび関税引上を行うに至った。ホーレー・スムート関税法 (Hawley-Smoot Tariff Act of 1930) これであり、農産物について三〇%、工業製品について一二%の関税引上をはかり、平均従価税率四一%、最高税率一三〇%という米国史上最高の関税障壁を樹立した。この法律は、「これまで米国議會を通過せるあらゆる法律のうちで、最も不幸かつ最も有害なものであった。」⁽⁵⁾ 一方でアメリカは一九三〇年に二〇〇億ドルにもおよぶ債権国に達し、しかも輸出の低下に悩んでいたにもかかわらず、なぜかくも債権国としての地位にふさわしからざる関税政策を固執ないし強化せざるをえなかったか。⁽⁶⁾ この点の解明は、それ自体、一個の重要な研究課題をなすものであるが、しかし、ここではこの問題についてあまり深入りすることは避けたいと思う。

この点について、東井金平氏は、かつてその労作「アメリカ関税政策と世界経済」のなかでつぎのごとき示唆を与えておられる。「マツカンバー法の先駆をなしたものは緊急関税法であるが、これは元来大戦後の国内農業の緊急状態に対処するための緊急立法として一九二〇年来提案せられて来たもので、農業関税の一部引上を直接要求したものにすぎなかった。然るにアメリカの政治組織はこの農業関税の代償として工業関税の引上を同時になさしめた。その結果として現われたものが一九二二年関税法である。だからそれは高物価政策としての性格を初めから烙印されたのであって、その伸縮規程にもかかわらず税率

が一方的に引上げられていったのは、一つの避くべからざる自然の過程でもあった。この高物価への葛進が保護関税論を有力にしたことはいうまでもない。工業関税の引下による農産物価の購買価格引上という極めて合理的な農業匡救論も、今や高率の一般的保護関税を是認するに至った。⁽⁷⁾ここで示される考え方は、保護関税↓高物価↓保護関税の悪循環である。この場合、高物価というのは一般的現象ではなかった。一九二〇年代後半においても、農業は工業に比べて相対的不況の状態にあった。このことからさらに農業関税引上の要求が生じた。だが農業関税の引上は労賃の上昇を来し、それは外国の低労賃との競争を回避し国内市場の独占を意図する工業資本の欲するところではなかった。かくて議会において東部の工業資本は、食料および原料品関税の引上に反対の態度を表明した。「パンに対する関税は関税貪欲と脅迫の極である。」⁽⁸⁾一般的には農業関税は工業資本の利益を奪う。だがしかし、独占段階になると、農業関税の引上はかならずしも工業資本の利害と相反するものではない。かえって独占資本は、独占価格の設定によって、他の産業が保護関税によつて獲得した特別利潤の一部を吸収することもできる。かくて、農業関税の引上が諸般の情勢から不可避であると認められるならば、工業（独占）資本はこれを積極的に支持、利用することも可能となる。ここに農業関税と工業関税の結合——一九三〇年関税法成立の一根拠があると考ええる。

一九三〇年関税法はアメリカの農産物にいかなる影響をもったか。アーサー・パンズによれば、「一九二二年の高率関税は輸入を削減し、ある程度まで欧州諸国民をしてアメリカ農産物の排斥を余儀なくせしめた。貿易がすでに死滅しつつあるときに、関税をふたたび引上げるとは、たんに死を早めることにすぎなかった。」⁽⁹⁾一九三〇年関税法の成立は、二九年來の世界恐慌ともあいまってアメリカの輸入を激減し、輸出とくに農産物輸出を著しく低落せしめるに至った（第一表参照）。アメリカの輸出の低落は、いかなる国よりも大巾なものであった。この結果、農産物価格は破局的崩壊に転じ、過剰農産物の累積が生じた。

一九三〇年関税法がもつ意義は世界史的に重要である。それはあらゆる意味で世界経済の発展に一つの画期を与

えたものといえる。第一に、それはアメリカにおける独占の形成をさらに促進したであろうということ、第二に、それは三〇年代における世界的な関税戦争激化の端緒を形成し、ついで国家主義の抬頭から第二次大戦発生の遠因をなしたということである。第一の点について。高率保護関税は海外からの競争を遮断し、一方国内商品価格の引上↓国内市場の狭隘化から独占の一層の形成を促進し、国外ダンピング化を可能ならしめる基礎を生ずる。ヒルフアーディングの強調した経済領域（国内市場）の広さ（⁽¹⁰⁾保護関税の下でアメリカの産業発展をすぐれて可能ならしめたもの）は、一九世紀末以来消滅してしまっている。第二の点について。一九三〇年関税法の一つの直接的な影響は、アメリカに対する海外諸国の報復関税の設定である。⁽¹¹⁾ここではその一例をあげるに止めたい。アメリカと利害関係のふかいカナダは、一九三一年に同国において史上最高といわれる報復関税を設定したが、この結果、アメリカのほとんどあらゆる鉄・鋼製品がカナダ市場から閉め出された。またすくなくとも二〇の重要農産物にこうした高関税が賦課されたために、アメリカからカナダへ輸出することはほとんど不可能となった。⁽¹²⁾さらに一九三二年八月の英帝国経済会議（Imperial Economic Conference at Ottawa）は、英帝国諸国間の貿易関係を排他的に緊密化した。この結果、カナダとイギリスの貿易関係は拡大し、アメリカのカナダへの輸出は急速に低下した。⁽¹³⁾一九三二年のオッタワ協定は、イギリスが一八四六年の穀物条令撤廃以来まがりなりにも固守してきた光輝ある自由貿易

第1表 アメリカの外国貿易

（単位：100万ドル）

期 間 平 均	農産物 輸 出 (A)	総輸出 (B)	(A) % (B)	総輸入	貿 易 バ ラ ンス
1915—1919	2,438	5,777	42	2,812	+2,965
1920—1924	2,274	4,963	46	3,660	+1,303
1925—1929	1,879	4,895	38	4,267	+ 628
1930—1934	822	2,296	36	1,912	+ 384
1935—1939	747	3,428	22	2,340	+1,088

（註） The Economic Almanac 1956, p. 54. による。

易原則をここではじめて実質的に切換えたものとして、世界的意義をもつものである。この協定の成立は、アメリカ農業に対してもきわめて大きな打撃を与えるものであった。なぜなら、この協定によって世界最大の農産物市場たるイギリスは、英連邦諸国に対して特惠（帝国特惠）を与えるに至ったからである。すなわち、イギリスは帝国以外の諸国に対して、穀物、果実、乾燥果実、酪農製品、卵等に対して三三・三%から一〇〇%に達する排他的な追加関税を賦課するに至ったのである。⁽¹⁴⁾

アメリカ農産物にとって市場喪失のもつ意味は、つぎの数字によって容易に理解しうるであろう。総收穫面積（果樹を含む）に占める輸出作物面積の割合は、一九二一年の一八・四%から三〇年一〇・六%、三五年五・八%に低下した。⁽¹⁵⁾さらに農場所得に占める農産物輸出額の割合は、一九二〇年の二七%から三〇年一三%、三五年一%に低下した。⁽¹⁶⁾輸出農産物のうちでも、綿花や乾ふどう、たはこ、豚脂、米、小麦などのように輸出依存度の高い商品の受ける打撃がとくにひどかったことは明らかである。

一九二九年の世界恐慌、三〇年のホーレー・スムート関税法にひきつづいて、あらゆる資本主義諸国が関税引上、輸入禁止、輸入割当および平価切下に狂奔した。その事実の詳細については、東井氏の前掲労作にゆずる。これらの傾向は要するに経済的民族主義、国家主義のそれであり、オースルキー化、軍事経済化への傾斜をもたらし、国際貿易の縮小をますます促進するものであった。一九三〇年代における資本主義諸国のこのような全般的傾向を押し止めようとする努力、たとえば国際連盟の招集せる三〇年の関税休戦会議、三二年のジュネーブ軍縮会議、ドイツの賠償支払を打切らんとするローザンヌ賠償会議、三三年六月のロンドン世界経済会議等々にもかかわらず、第二次大戦の破局につながる傾斜を押し止めることはできなかった。一九三〇年関税法こそは、まさにこのような傾

斜をひき起した主要な出発点としての非難を負わせらるべきものであった。アメリカ民主党は、同関税法に対しつぎのごとき強烈な非難を浴せている。「われわれはホーレー・スムート関税法を、四〇カ国以上の報復行為を結果し、国際的な経済戦争を生み出し、国際貿易を破壊し、アメリカの工場を外国に追いやり、アメリカ農民から外国市場を奪い去り、生産費を増大せしめた、その禁止的税率のゆえに弾劾する⁽¹⁷⁾」と。

註(一) R. R. Enfield, *The Agricultural Crisis 1920—1923*, London, 1924 参照。

(二) アメリカの輸入増大が実際に輸出増大に結びつくかどうかは、他の条件のいかんにかかっている。しかし、ここではとりあえず他の条件を捨象して考えておきたい。

(三) アメリカの農民は一九二〇年、二十一年の農産物価格の崩落を主としてカナダやアルゼンチンからの輸入の脅威によるものと考えた (T. W. Schultz, *Vanishing Farm Markets and our World Trade*, New York, 1935, pp. 6~8)。

(四) 高率保護関税を主張したのは農民ばかりでなく、戦争中に急速な発展をとげた製造工業もまた然りであった。これらの製造工業は、戦争の終結にともなう正常な貿易状態の回復によって、外国生産者の深刻な競争に当面することを恐れた。さらに戦争による国家自給自足の意識の強化が高率保護関税の成立にあずかって力があつたことも否めない。こうした一九二一—二二年の特殊事情が多くのものの不可能と考えた極端な保護関税を生み出したのである (F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, 7 edition, 1923, 長谷田泰三・安芸昇一訳『米関税史』弘文堂、昭一三、四〇—四〇五頁参照)。

(五) B. H. Hibbard, *Agricultural Economics*, New York, 1948, p. 279.

(六) この点について、ヒンバーは「アメリカが百年間にわたって債務国であつたために、債権国と債務国との区別を知らなかったためであるとする (*Ibid.*, p. 284.)。同様にシュルツは、債権国から債権国への転化が急激すぎて、政策の調整にズレが生じたためであるとしている (Schultz, *op. cit.*, p. 40)。¹⁸ しかし、これらはいずれも表面的な理由であるにすぎない。

(七) 東井金平「アメリカ関税政策と世界経済」『本誌』第四卷第三号、四六頁。

(八) F. W. Fetter, "Congressional Tariff Theory," *Am. Econ. Rev.*, September 1933, p. 419.

- (6) A. C. Bunce, *Economic Nationalism and the Farmer*, Iowa, 1938, p. 17.
- (10) エルンスト・ハイネク『金融資本論』国民文庫版、第二冊、五四三—五四四頁。
- (11) J. M. Jones, Jr., *Tariff Retaliation: Repercussions of the Hawley-Smoot Bill*, University of Pennsylvania Press, 1934. 参照。
- (21) Hibbard, *op. cit.*, p. 293.
- (18) イギリスに比べてカナダは、アメリカの二大重要貿易先国である。一九二六—三〇年平均では、アメリカのカナダへの輸出額は約八億二千万ドルで輸出額全体の一七％に達したが、三一年には四億ドル弱、三二年二億四千万ドル、三三年二億一千万ドルに低下した。またイギリスへの輸出額は、一九二六—三〇年平均の八億四千万ドルから三一年四億六千万ドル、三二年二億九千万ドル、三三年三億一千万ドルに低下した(USDC, *Statistical Abstract of the United States* 1936, pp. 448—450)。
- (14) Hibbard, *op. cit.*, p. 294.
- (15) 一九二九年の果樹面積を除いた総作付面積三億五、八〇〇万エーカーのうち、主要輸作物トウモロコシ(大部分豚の飼料)、綿花、小麦、たばこの作付面積は二億一千万エーカーでその六割ちかくに相当する。すなわち、アメリカの農業資源の半分以上が世界市場によって価格を左右される輸産物の生産に用いられていたことになる(73d Congress 1st Session, Senate Document No. 79, *World Trade Barriers in Relation to American Agriculture*, Washington, 1933, pp. 18—19)。
- (16) USDA, *Foreign Agricultural Trade: Statistical Handbook*, 1936, p. 14.
- (17) Hibbard *op. cit.*, p. 287.

二、農業政策と貿易政策の矛盾

1. その発端

一九三四年にアメリカは互惠通商協定法 (The Reciprocal Trade Agreements Act of 1934) 以下、互惠通商法

と略す―)を採用するに至った。この法律は、一九三〇年関税法の改訂という形式をとり、世界貿易の拡大、基本的にはアメリカ商品の輸出市場の拡大を目的として、大統領の権限により協定を通じて相互的に関税引下を行わんとするものである。関税引下の権限を議会から大統領の手に委譲せることは、従来たえず関税を引上げる作用を果してきた議会の権能を抑制せんとする意図に基くものに他ならない。一九三四年の互惠通商法には五つの主要な特徴が認められる。一、大統領は既存の関税を五〇%を限度として上下しうる権限を与えられたこと。二、大統領は課税商品を免税リストに移し、あるいはその反対の行爲をすることとくに禁ぜられたこと。三、無条件最惠国条項 (unconditional most-favored nation clause) が与えられたこと。四、関税の変更を具体化する互惠協定は大統領の宣言によって有効となり、上院の批准を必要としないこと。五、かかる行政協定を締結する権限は三カ年に限って有効とされ、この権限更新の新法が通過しないかぎり大統領の権限は停止されること。⁽¹⁸⁾以上である。

この貿易協定計画は、たえず更新されて今日にいたるまでアメリカの貿易政策の基調をなしている。現在、一九三四年互惠通商法を有効ならしめているものは一九五八年通商協定延長法 (Trade Agreements Extension Act of 1958)⁽¹⁹⁾ であり、この法律は今後四年間にわたって有効とされている。貿易協定主義は貿易自由化⁽²⁰⁾の方向に一歩踏み出したものであり、従来の高関税主義の方向転換と考えられる。この貿易自由化を推進せる主体はアメリカの独占資本であった。⁽²¹⁾アメリカ独占資本の生産力の増大は大規模な販売市場をとうぜん欲求するのであって、それは第一次大戦後の世界的な経済的民族主義、自給自足化の傾向に対立する利害をもつものである。高度の技術的装備と生産力をもつアメリカの独占資本が、こうした世界的傾向を促進する要因となった高関税主義を桎梏と感じ、みずからこれに修正を加えるに至ったことは、とうぜん予想されるところであった。一方、互惠通商法の採用に当って、

農業資本や多数の小規模、高コスト産業がつよく反対したことは、アメリカ国内における独占資本と自由競争的小資本の利害対立を示したものと見える。アメリカは互恵通商法の採用を世界貿易拡大の観点から無条件最恵国条項に基づいて行わんとした。しかし、無条件最恵国条項は實際上大巾に侵害せられたのであって、これは主としてアメリカの小資本保護の要求によるものであった。アメリカは互恵通商法の採用によって一面自由貿易政策の方向を示すに至ったが、それはけっして保護貿易原則の放棄を意味するものではなかった。自由貿易的傾向と保護主義とはアメリカの貿易政策の盾の両面をなすものであるが、この矛盾は一九三四年以来アメリカの貿易政策の基調として貫かれるに至るのである。

アメリカの貿易政策の矛盾は、基本的には貿易政策と農業政策の矛盾として表現せられるものである。一九三三年三月、ルーズヴェルト大統領の就任とあいまって、二九年恐慌以後の沈滞を回復する措置として有名なニュー・ディール政策が採用されるに至った。この政策は自由経済から統制経済への一大転換を意味する。このニュー・ディール政策の一環として、農業面では一九三三年に農業調整法が制定された。同法の基本的構想は、価格パリティ制度によって農産物価格を維持し、農民購買力の増大とあいまって、一般的経済不況にテコ入れせんとするものであった。この支持価格制によって政府が支出せる金額は一九三四年から四一年にかけて四四億ドルに達した。しかし、パリティ価格は、アメリカ国内の工業製品価格といちおうの関連をもちこそすれ、国際農産物価格とはまったく関連をもつものでなく、むしろこれとの遮断を不可欠とするものであった。いわば孤立的な農業政策であった。したがって、パリティ制度の実施は、国際的な農産物価格の影響を遮断するために、輸入制限を必然的に随伴せざるをえなかったのである。この表現が一九三五年の農業調整法第二二条の改正であり、外国農産物に対する輸入割

当 (import quota) の設定であった。これは農産物にとって特別の「免責条項」(escape clause) に相当する。さらに一九三五年には、農業調整法第三二条は改正されて、アメリカの総関税収入の三割までが農産物の輸出補助金に使用しうることになった。⁽²³⁾ この輸出補助金制の採用は、その本質において、二〇年代を通じての議会の重要問題とせられながらも、ついに立法化されるに至らなかったマクナリー・ホーデン計画 (McNary-Haugen plan) の復活・実現とみることができる。それはまさに農産物輸出ダンピングの合法化として帝国主義段階におけるアメリカの農業政策を特徴づけるものであり、⁽²⁴⁾ 第二次大戦後にはますます拡大された規模で実施せられるに至った。さらに三四年五月には、ジョーンズ・コスチガン法 (Jones-Costigan Act) によって砂糖に対する輸入割当が創設された。四〇年の余剰財産法 (Surplus Property Act of 1940) 第二一条は、政府所有過剰農産物を世界価格で輸出することを全面的に承認した。この必要は第二次大戦の発生によって消滅したが、しかもこの規定は大戦後重要な役割を演ずるのである。

アメリカの農業政策と貿易政策の矛盾は、一九三四年の互惠通商法の採用と三五年の農業調整法第二二条、第三二条の改正によってはじめて表面化するに至った。独占資本による貿易自由化政策への指向と農業資本による孤立的保護貿易主義の矛盾は、第二次大戦後公然たる闘争の形態にまで高められるが、その端緒としての一九三四年および三五年の意義を銘記すべきである。

註(18) Stephen Enke & Virgil Salera, *International Economics*, New York, second edition, 1951, p. 402.

(19) この法律は一面で自由貿易政策を維持すると同時に、他面では保護貿易主義をかなりの程度強化している。その詳細については J. M. Letiche, "United States Foreign Trade Policy," *Am. Econ. Rev.*, December 1958, を参照。

- (20) ロックウッドは、このアメリカの貿易協定計画を今日の世界における通商政策自由化のための主要な力であり、経済生活に対する政府の介入を減少し、自由市場の自己調節的機能を大巾に回復せんとするものであると規定している。^{*}しかし、ここでとくに留意しなければならないことは、帝國主義段階における自由貿易的傾向はそれとして独占資本の要求の一面として根柢をもつものではあつても、一國の貿易政策全体としてはけつして産業資本段階における自由貿易原則と同一のものでなく、実際には複雑な操作や規定によつてきわめて歪曲された性格をもっているということである。後段を通じて明らかにするように、それはロックウッドのいうようにたんなる自由貿易原則への復歸 (return to *laissez faire*)^{**}ではない。

* William W. Lockwood, *The Foreign Trade Policy of the United States*, American Economic Council I. P. R., New York, 1936, pp. 4-6.

* * *Ibid.*, p. 32.

- (21) 互恵協定計画を支持したのは、とうぜんのことではあるが、National Foreign Trade Council, American Manufacturers' Export Association, National Council of American Importers and Traders, National Committee for Reciprocal Trade のような貿易団体や造船資本であり、さらに銀行資本 (ウォール・ストリート・ジャーナル紙は互恵協定計画をニュー・デール計画中の最良のものと呼んだ) や機械、機具、自動車等の東部諸州の製造工業および商業資本であつた。鉄鋼資本は高級ベルギー鋼の輸入関税引下には反対の態度をとつた。しかし、大資本の態度はその後ますます支持の方向に傾いてつた。

一方、互恵協定計画に反対したのは、American Tariff League, Made-in-American Club, Home Market Club のような保護貿易団体であり、従来高度の保護を与えられてきた化学工業や紙、陶器、マッチ、玩具、構成ガラス、繊維、レース、羊毛、絹、時計製造等の中小産業であつた。アメリカ農民の意見を一般化することは困難であるが、American Farm Bureau Federation を除くその他の農民団体は互恵協定計画に反対した。農業における保護主義は民主党的南部を除く農業地帯でとくに根柢づものがあつた (Lockwood, *op. cit.*, pp. 49-51.)。

- (22) Abraham Berglund, "The Reciprocal Trade Agreements Act of 1934," *Am. Econ. Rev.*, September 1935, 254
と Carl Kreider, "The Effect of American Trade Agreements on Third Countries: Retrospect," *Am. Econ.*

Rev., December 1941. 参照。とくにあとの論文は、一九三八年の米英貿易協定の分析によって、アメリカによる互恵主義の侵害をきわめて明確に示している。

(23) この改正の結果、輸出ダンピングは、小麦および小麦粉については一九三六年から部分的に、三八年から全面的に開始され、綿花については三九年から開始された。なお、一九三三年から四四年までの期間に同目的のために支出された金額は一億一、八〇万ドルに達した (Allan Rau, *Agricultural Policy and Trade Liberalization in the United States 1934-1956*, Geneva, 1957, p. 80)。

(24) 「このような施策は政府支持ダンピングに等しく、他国がそれを行なった場合には、わが関税法の下ですかさず報復するやう方に等しう」 (“Agricultural Exports”, discussion by Harold S. Patton, *J. of Farm Econ.*, February 1938, p. 353)。

2、互恵主義の意義

一九三四年互恵通商法によって、第二次大戦前にアメリカは二一の通商協定を締結した。われわれは互恵通商法がどのような成果をあげえたか、またその実態がどのようなものであったかを検討しなければならぬ。

この計画の開始以来最初の一〇年間に、協定に服する商品のほぼ半分に對する関税が法律の許す五〇％一杯の引下を認められた。一九三四年に課税輸入品に課せられた平均従価(相当)関税率は約五〇％であったが、四四年に同平均は三七％にまで引下げられた。しかしながら、この関税引下にもかかわらず、平均従価(相当)関税率は、一九一四—二〇年の平均水準二七％にくらべてなおかなり高水準のものであった。さらにこの三七％への平均従価(相当)関税率の引下は、つぎの理由からも過大に評価することはできない。すなわち、輸入制限によって、総輸入に占める課税輸入の割合は漸次低下するからである。したがって、関税率が制限的になればなるほど、平均従価(相当)関税率は増大するよりもむしろ⁽²⁵⁾低下する傾向がある。さらに従量税の場合(一ブッシェル当り一〇セントとい

うような)には、価格水準上昇期には、従価換算ではその有効比率が一層引下げられる。アメリカの関税のほぼ三分の二は従量税であり、農産物の場合には大部分がそうであるから、三〇年代後期以後のようなインフレ期には有効関税率はかなりの程度引下げられる⁽²⁶⁾。したがって三七%という従価相当関税の引下は、過大に表現されているといえる。なお附言すると、逆に価格下落時に有効関税率が増大することはとうぜんである。したがって不況期には、アメリカの関税率は一層制限的となり、かくてドル不足は関税面からもより強化されることになる。

ところで、一九三四年互惠通商法が実際にその趣旨のように運営されたかという点、それはかならずしもそうとはいえないのである。すなわち、ある協定国に対する関税譲許が自動的に第三国に拡大されるという無条件最恵国条項は、つぎのようにしてたえず侵害された。第一、大統領が第三国をアメリカの貿易に対して差別的であると認めた場合、譲許は一方的に停止された。たとえば、一九三五年一〇月以後のドイツ、三六年から三九年にかけてのオーストラリアの例がこれである。イタリーや日本もまた政治的な理由から譲許は与えられなかった。第二、譲許が主要供給国方式 (Leading supplier formula) にしたがってなされたこと。すなわち、譲許は貿易協定相手国のとくに利害をもつ商品についてのみ与えられたが、この結果、譲許の第三国に及ぼす波及効果が事実上制限されたことはいうまでもない。主要供給国方式によって最も被害を受けるのは、重要輸出品をもたない小国の場合であった⁽²⁷⁾。またドイツとイギリスのようにともに工業国で、ある商品について同時に主要供給国である場合には、ドイツに対する譲許は停止せられたのである。

さらにアメリカは関税譲許の一般化を制限するための第三の方式を発展させた。それは主要供給国方式の効果がすくない場合にとられた方法で、関税分類を細分化 (tariff reclassification) するという方法である。この関税分

類の細分化は、アメリカの通商協定政策の公認の手段であつて、当初締結の一七協定中に、二〇二の新分類が関税構造に導入された。一九三八年の英米貿易協定だけでほぼこの数に匹敵する一九六の新分類を生み出したことは注目すべき事実である。この新分類のうちには、新しく商品が明細にされたもの（たとえば、テリ織タオル、パドミントン網、魚網等）、さらに商品の価格が附加されたもの（たとえば、ポンド当り八セント以上のステアリン酸）あるいは期間の制限のついたもの（どの年度でもすべて二月一五日から翌年一月三十一日までに輸入され消費されるもので、ポンド当り六セント以上の塩漬鮓）等がある。⁽²⁸⁾ いずれの場合にも、ある国への関税譲許が第三国へ波及するのを抑えようとするものであることは、いうまでもない。

アメリカは、こうした方法の他に、貿易政策の面で、實際上、互恵主義に反することきわめて顕著であつた。その一つは割当制（quota）の採用である。これには輸入割当と関税割当の二種類がある。

(1) 輸入割当。輸入制限の最も効果的な方法は輸入割当である。割当は乗り越えることのできない絶対的な上限を置くものである。⁽²⁹⁾ 一九三四年互恵通商法によつて、キューバ糖（粗糖）に対する関税は一ポンド当り一・五〇セントから〇・九セントに引下げられ、これによつてキューバ糖増産の可能性が与えられた。しかるに同年のジョーンズ・コスチガン法は、キューバ糖に対して年間一九〇万ショート・トンの輸入割当を賦課するに至つた。互恵通商法による関税引下効果がこの輸入割当量の設定によつて奪われたことはもちろんである。この割当量は一九三二年、三三年のキューバ糖の実際の輸出量以上のものであったといえ、キューバが二〇年代においてアメリカの砂糖消費量中に占めた比率五六％を回復することを困難ならしめた（一九三三年に同割合は二六％にまで低下していた）。一方、キューバは、互恵通商法によつてアメリカの輸出商品に広範な特惠を賦与したのであつて、アメリカ輸出商品のう

ちで関税率引下その他国内税引下などの恩恵を受けた商品には、種々の食糧品、豚脂、小麦粉、ハムおよび肩肉、馬鈴薯、繊維品、自動車、工業用機械、ラジオ、鉄鋼等がある。

この輸入割当制はとくに農産物の場合に特徴的で、すでに述べたごとく、その発端は、一九三五年改正農業調整法第二二条に存在する。これが当初主として対象としたのは綿花と小麦であって、たとえば一九四一年に国内産小麦価格が輸入カナダ小麦（課税対象）価格以上に高価になったために、小麦および小麦粉に対して輸入割当の設定が行われた。第二二条によって輸入割当の対象とされる農産物には、トウモロコシ、たばこ、米、砂糖、落花生が含まれるのみならず、ほとんどあらゆる農産物が含まれる。この農産物に対する輸入割当の実施がとくに重要となったのは第二次大戦後で、アメリカの過剰生産問題が深刻化しはじめた一九五〇年以降にはきわめて多くの農産物に対して輸入割当が適用され、これと並行して輸入禁止が行われるに至った。

(2) 関税割当。 互恵通商法による関税引下効果を制限するためにとられた方法で、関税引下の適用を受ける商品の数量を限定した。輸入割当と異なる点は、関税割当の場合には絶対的な輸入割当と異なって、関税引下商品の量についてのみ適用されたことである。この場合もまた農産物を主たる対象とし、牛（乳牛を除く）、バター、全乳、クリーム、馬鈴薯、殻くるみ等に適用された。

ところで、貿易協定による関税引下は、アメリカの輸入にどのような影響を及ぼしたであろうか。関税引下は総合的商品の輸入増大をもたらしたかどうか。その事例を農産物についてみてみよう。第二表によれば、コーヒー、ゴム、絹等の非競争農産物の輸入増加にくらべて、競争農産物輸入の増加ははるかに抑えられていることが分る。これはなにを意味するか。第一に関税引下の効果が割当制によって著しく削減されたこと、第二に関税引下は主と

して非競合農産物について行われ、競合農産物に対する関税率はいぜんとして高いことである。たとえば、貿易協定計画によって影響を受けなかった主要農産物には、小麦、バター、牛肉、多くの等級の羊毛等がある⁽³⁰⁾。

この反面、アメリカの農産物輸出は、貿易協定による相手国の関税引下や貿易譲許によって非農産物の場合以上に増大した。たとえば、一九三九年にアメリカの農産物輸出のほぼ三分の二（これを非農産物の四〇％と対比せよ）は、関税引下や貿易譲許を行なった諸国に対して輸出せられた。外国の譲許例は、アメリカの場合のように最高五〇％の関税削減に止まらず、その一四％は関税の全廃を含んだのである。要するに、他の国々による譲許がアメリカの農産物輸出を事実上増大させたことは明らかである⁽³¹⁾。

われわれはいまやアメリカの通商協定計画、互惠主義の基本的性格を明確にしうる段階に到達した。一九三四年互惠通商法は、アメリカの独占資本による貿易拡大の要求であり、保護貿易から自由貿易政策への一転換を含むものといふことができる。しかし、アメリカの主張する自由貿易は外国市場の

アメリカ独占資本による門戸開放の要求ではあっても、真に自己の標榜する互惠としてのそれではなく、自己の門戸を可能なかぎり閉鎖して、他国に対する一方的な門戸開放の要求であった。すでにみたように、アメリカは、互惠主義の下に一方で関税を（主として非競合的商品について）引下げながらも、他方で譲許の停止、主要供給国方式、

第2表 競合・非競合農産物輸入額の変化

	平均 価 額 (100 万ドル)			増 加 率 (%)	
	1934—35 (A)	1938—39 (B)	1947—48 (C)	A/B	A/C
競合農産物輸入	501	502	1,512	*	202
非競合農産物輸入	446	535	1,443	20	224
農産物輸入合計	947	1,037	2,955	10	212

* 1%の半分以下。

(註) USDA, OFAR, "Foreign Agricultural Trade", May 1949. (Lawrence Witt, "Our Agricultural and Trade Policies," *J. of Farm Econ.*, May, 1950, p. 169.)

関税分類の細分化、さらに戦後は免責条項の一般的導入によって、とくに農産物の場合には、輸入割当、関税割当、輸入禁止等の絶対的手段によって、関税引下の効果を削減したのである。すなわち、アメリカは、互恵主義の羊頭をかかげて狗肉を売ったといえるであらう。

一九三四年の互恵通商法の創設以来、アメリカが同法の数度にわたる延長によってホーレー・スミート法によって頂点に達した関税率をたえず低下せしめてきたことは事実であらう。L・ルロイドによれば、互恵通商法二〇年の歴史によってアメリカの現在の関税率は史上最低に達しており、一九三一―三四年の平均水準を下廻ることおよそ五割から七割で、世界の国民のうちでも最低の関税であるという⁽³²⁾。しかし、これは明らかに誇張である。試みに七八の代表的品目についての一九五二年の非加重平均関税率をとってみるとアメリカは一六%で、イタリーの二四%、フランスの一九%、イギリス、オーストリアの一七%に比べてこそ低率であるが、ドイツの一六%とは同一水準であり、カナダの一%、ベネルクスの九%、スエーデンの六%、デンマークの五%にくらべてなおかなり高率である⁽³³⁾。アメリカのこれまでの関税引下については、かえってつぎのような批判的意見が多くみられる。「関税引下はきわめて多くの重要な品目についてなされたのであって、重要商品に対する多くの関税率はいぜんとして禁止的である⁽³⁴⁾。したがって今日、「アメリカと自由世界が必要とするものは互恵的な関税の引下ではなくて、アメリカによるより大巾な関税の引下である⁽³⁵⁾」。

アメリカは一九世紀末において互恵通商主義を採用した一時期があった。それは一八九〇年のマッキンレー関税法 (McKinley Tariff Act) に始まるもので、九七年のディングレー関税法 (Dingley Tariff Act) に再現され、一九〇九年の関税法によって廃止されるに至った。この当時の互恵主義は一時中絶されながらも二〇年にわたっているが、これによる協定の実績はきわめて制限されたものであった⁽³⁶⁾。一八九〇年のマッキンレー関税法に含まれる互恵主義は、主としてラテン・アメリカ市場に対する米国商品輸出の増大を狙いとするものであったが(一八八九

にワシントンで第一回汎米會議が開催された事実を想起せよ、いずれにせよ、この時代の互恵主義は、一方における高度の保護主義によって發展の途を閉ざされざるをえなかった。しかるに一九三四年の互恵通商法はアメリカの貿易史上画期をなすほどの重要な意義をもつものであり、發展せる独占資本の必然の欲求の現れと解すべきものであろう。楊井克巳氏は、「一九三四年の互恵通商協定法にもとづく米国の通商協定政策は、不況脱出策の一環としてとられたものであり、また本来不況防衛措置としてとられた三〇年のハーレー・スミート關稅法が諸国の報復的差別措置を誘發しかえって米國對外貿易を阻害したことに對する一つの對抗策としてとられたもの」⁽³⁷⁾と規定されている。歴史的事實はたしかにその通りであるが、互恵主義がその後のアメリカの貿易政策上の基本線とされている事實およびその後の世界經濟の發展を考えると、それはたんなる不況回復策に止まるものでなく、むしろすぐれて高度の發展をとげたアメリカ独占資本による海外市場拡大の要求として把握しなければならぬだろう。⁽³⁸⁾だがしかし、アメリカの互恵主義の主張は、自由貿易化を標榜せるにもかかわらず、實際にはつぎのような矛盾をもつものであった。「通商協定政策のねらいが、米國自身はできるだけ小さな犠牲により、従つて輸入増加をできるだけ阻止しながら、他方ではできるだけ大きな譲許をえて、できるだけ大きな輸出増加を達成せんとするにあった」⁽³⁹⁾この事實における互恵主義の蹊躑、これこそは独占段階における經濟の現實の矛盾の反映であり、基本的には貿易政策と農業政策との矛盾の表現と解される。

註(25) Enke & Salera, *op. cit.*, p. 404.

(26) Lawrence Witt, "Role of Agriculture in a Modern U. S. Tariff Policy," *J. of Farm Econ.*, May 1956, p. 320

(27) Murray R. Benedict, *Farm Policies of the United States 1790—1950*, New York, 1953, p. 331.

- (28) Carl Kreider, *op. cit.*, pp. 785~792.
- (29) D. Gale Johnson, *Trade and Agriculture: A Study of Inconsistent Policies*, New York, 1950, p. 18.
- (30) M. S. Gordon, "International Aspects of American Agricultural Policy," *Am. Econ. Rev.*, September 1946, pp. 600~601.
- (31) Lawrence Witt, "Our Agricultural and Trade Policies," *J. of Farm Econ.*, May 1950, pp. 167~168.
- (32) Lewis E. Lloyd, *Tariffs: The Case for Protection*, New York, 1955, pp. 21, 58~59.
- (33) Donald MacDougall, *The World Dollar Problem*, London, 1957, p. 421.
- (34) Karl Brandt, "Long Range Prospects for American Agriculture; International Trade," *J. of Farm Econ.*, December 1953, p. 769.
- (35) Lauren Soth, "Foreign Trade and Agricultural Policy," *J. of Farm Econ.*, December 1957, p. 1,111.
- (36) W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, Washington, 1950, p. 15.
- (37) 楊井克巳「汎米主義についての一考察」(『帝國主義研究』岩波書店、昭三四、六四頁)。
- (38) ロックウッドによれば、「かくて互恵原則はアメリカの欲求によく適合せるものであった。……自由市場さえ与えられ
るならば、アメリカの輸出は十分に強力な競争的地位にあった」(Lockwood, *op. cit.*, p. 29)。
- (39) 楊井、前掲論文、七一〜七二頁。

3、一九三四年互恵通商協定法の歴史的地位

一八四六年の穀物条例 Corn Laws の撤廃以後は、一世代の期間にわたるイギリスにおいて、われわれは、資本主義史上はじめて典型的な形で自由貿易が実現されたのを見ることができ。一八四六年という年は、イギリスが従来の保護貿易主義から自由貿易主義(国内的には自由主義)に転換した特筆すべき年である。イギリスはこれまでに、近代産業の生成・発展のために保護貿易主義を採用し、自国の足らざることを海外に自由貿易を強制することによって補ってきた。イギリスの保護貿易主義は一八一五年の穀物条例の制定によって頂点に達する。この

穀物条例を推進せる主体は、いうまでもなく地主・貴族階級であった。しかるに、保護貿易の下で飛躍的な発展を
とげてきたイギリスの産業資本が、海外市場の拡大のために漸次保護貿易主義（穀物条例）を桎梏と感ずるに至った
ことは必然の成行きであった。イギリスの工業発展のためには廉価な穀物と原料を必要とする。しかし、イギリス
の農業はみずからこれを解決する能力をもちえなかった。かくて工業の発展のためには、工業製品輸出によって世
界市場を独占すると同時に海外の廉価な穀物と原料（とくに綿花）を自由に輸入することが不可欠となる。一九世紀
前半は穀物条例をめぐる産業資本家（労働者階級）と地主・貴族階級との斗争の歴史であるが、一八四六年の穀物条
例の撤廃によって産業資本は決定的に勝利し、ここに史上はじめて典型的な自由貿易の実現をみるに至った。⁽⁴⁰⁾この
実現のためには、産業資本を背景とするロブデン Richard Cobden、ブライト John Bright 等、穀物条例反対連
盟 Anti-Corn Law League の血みどろの活動や、さらには保守党の首相ピール Sir Robert Peel の賢明なる決
断が必要であったであろう。しかし、それにもまして重要であったのは、イギリスが食糧の自給を例外的になしえ
なかった事実、および一八四〇年代前期における打続く凶作と穀価の高騰（綿業地帯における四二、三年の暴動）、四五
年のアイルランド馬鈴薯の大凶作等、まさに偶然的ともいえる因子の累積であった。「こうした事態はおそらく他
のいかなる国にも存在しないものであろう。⁽⁴²⁾」だが、われわれは、一八一五年にイギリス工業がすでに世界貿易を
事実上独占していたこと、すなわちイギリス工業の先進性こそ、自由貿易を必然ならしめた最大の動力であったと
考えてよいだろう。

イギリスの一八四六年における保護関税政策の撤廃は、同時に世界に対する自由貿易政策の主張であり、イギリ
スの工業製品輸出に対する制限撤廃の要求を意味した。すなわち、一八四六年の穀物条例の撤廃は、イギリスをし

て一九世紀世界の偉大な工業的中心とすると同時にその他諸国をそれに依存する農業地域とすること、換言すれば「世界の工場」(workshop of the world) イギリスを創造することであった。保護貿易を投げうって自由貿易に転換せる世界史的意義は、先進イギリスの工業資本を中心とする世界市場の形成にあった。かくて、エンゲルスの明確にせるごとく、自由貿易の意義は、保護貿易から発展せるイギリス産業の独占的地位よりする政策なのである。⁽⁴⁴⁾われわれは、自由貿易がイギリス産業資本の独占的地位よりする自由であって、それ以外のなものの自由をも意味しないことを明確に把握すべきである。

ところでイギリスの産業資本を中心とする世界市場の強制に対して、産業資本の未成熟な他の諸国がとった政策は保護関税政策である。リストの育成関税論は、後進国の保護関税政策に理論的裏づけを与えたものとして実践的意義をもっている。イギリスの自由貿易主義の背後にはアダム・スミスの分業論に立脚せる交換価値の理論があった。リストは、後進国の立場から、スミスの経済学を万民経済学であるとして、これに代えるに『経済学の国民的体系』(*Das nationale System der politischen Ökonomie*, 1841)をもってし、交換価値の理論に代えるに生産力理論をもった。リストによれば、保護関税によって失われる価値の犠牲は、生産力の獲得によって国民に償われるのである。しかし、リストの主張する育成関税論は、保護を究極目的とするのではなくて、自由貿易実現のための手段として注意しなければならない。リストは、「保護制度は真の自由貿易の最も重要な手段である」⁽⁴⁵⁾としており、また自らをしばしば自由貿易論者と呼んだごとく「保護制度の下に後進国の工業発展を人為的に育成して先進国の工業の到達せる段階に早急に追いつくことを目的としたのであり、そのかぎりでは保護関税は温室的な工業育成の過渡的手段でしかなかった。かくてスミスの『国富論』は、先進国イギリスに最も適合せる

理論であり、リストの『国民的体系』は後進国ドイツに最も適合せる政策であった。いずれも資本主義的社会關係（資本の自由）の形成を目的とする点では、本質的には同一である。

リストの育成關稅論の立場からすれば、保護貿易制度は自由貿易實現のための手段であり、したがって保護貿易の期間は短縮されればされるほどよいといえるであらう。しかし、われわれがここでとくに注意しなければならぬ点は、保護貿易制度はひとたび採用するや否や容易にそれから抜け出しえない制度だということである。⁽⁴⁶⁾ 保護貿易制度はその背後に数多くの特權産業を生み出し、それは逆にたえず特權（保護）を要求することによって、保護制度を永続的なものたらしめる。さらに近代の保護貿易制度は、国内における独占の形成を容易にし、資本主義發展の特殊の段階（帝國主義）を完成する重要な要因となる。この段階では、保護關稅は、国内産業育成の手段から（ダビンゲをもって）海外市場を攻撃するための有力な武器に轉化する。ここに帝國主義段階における保護關稅永続化の經濟的可能性が認められるが、この段階では、育成關稅論は帝國主義的保護關稅論に轉化するのである。

しかし、ともあれ、リストの保護關稅論はドイツにおいて容易に實現をみるに至らず、かえってリストは、穀物輸出に經濟的基盤を置き、したがって自由貿易の側に立っていた当時のプロイセン・ユンカーによって非業の死に追いやられたのであった。一八一八年から三四年にかけての「ドイツ關稅同盟」の成立は、經濟史家マイヤーによれば一九世紀最大の經濟政策的業績であり、⁽⁴⁷⁾ 經濟的には単一のドイツ国内市場の形成を意味し、政治的には新ドイツ帝國建設の礎石を置いたものであった。ところで、この「ドイツ關稅同盟」は、当時のドイツが基本的には農業国として工業製品の輸入国であったがために、いちじるしく自由主義的色彩をもつものであった。エンゲルスによれば、「このあたらしいドイツの關稅は、一部の産業にたいしてはやや保護主義的ではあったが、その施行當時は

自由貿易立法の一典型であった。そして一八三〇年以降ドイツの製造業者の大多数はやかましく保護貿易を要求しつづけてきたにもかかわらず、新関税は依然としてかかる典型たるを失わなかった。⁽⁴⁸⁾

関税同盟成立当時のドイツは、ユンカーの大経営の過剰穀物をイギリス市場に輸出し、したがってプロイセン・ユンカーは穀物条例の廃止に賛成した。この経済的基盤の上に立ってドイツは、ユンカー的自由貿易制度の国であった。ドイツ関税同盟のもつ軽微な保護関税的傾向は、一八四八年をもって頂点に達したといわれる。その反動として四〇年代末以降、東エルベのユンカーと商業資本を二大支柱とする自由貿易運動が華々しく展開され、六〇年代末には全ドイツ的運動に発展した。一方、自由主義的ともいえる軽微な保護関税の下でしだいに生成・発展せるドイツ産業資本が、一八七四年に世界貿易の面でイギリスにつぐ地位に到達し、したがってまさに自由貿易がドイツにとってかつてないほど必要と思われた瞬間に、ドイツは保護貿易主義に転換した。この画期は、一八七九年におけるビスマルクによる高率保護関税の制定である。その背後には、すでにそれ以前において、新交通機関の発達にともなう北アメリカ、ロシアの低廉な穀物の欧州市場への侵入があった。一八七四年当時には、ドイツは従来の穀物輸出国から輸入国に転落し、国内市場もまたロシア穀物によって脅かされるに至った。かくて慢性的農業恐慌によって苦境に立ったプロイセン・ユンカーは、自由貿易の主張から保護貿易の主張に転換した。

一方、一八七三年恐慌以後の不況と先進イギリスとの競争のために窮地に陥ったドイツ工業は、大鉄鋼業の主導の下に鉄鋼、繊維、化学の側から保護貿易運動を展開した。一八七九年関税は、ドイツ重工業資本とユンカーとの利害一致の産物であり、「穀物と鉄」との同盟を示すものである。⁽⁴⁹⁾ローザ・ルクセンブルグのいみじくもいえるごとく、「七十年代の終りにドイツ中に突然入りこんできた保護関税制度全体は、広汎な人民大衆をおしなべて餓え

させるための、相互サービスにもとづく、地主と大工業家とのカルテル以外の何物でもない。⁽⁵⁰⁾ 一八八一、八二、八五年には工業関税が、八五、八七年には農業関税がさらに引上げられて、ビスマルク時代の保護関税運動は頂点に達した。一九〇〇年恐慌を経て一九〇二年には、完全な帝国主義的関税法の成立をみるに至る。

ここでとくに注意しておかなければならないことは、一八七九年の高率保護関税が当時のドイツ工業の状態からすると、もはや育成関税とはいいい切れない性格のものに変化しつつあったということである。⁽⁵¹⁾すでに七三年恐慌を起点として形成されつつあったカルテルは、この関税によって一層促進され、ドイツ金融資本の確立を早めた。七九年関税は、国内的にはカルテル、国際的にはダンピングを武器として、ドイツ工業が先進イギリスの「工業独占」に肉迫する基礎を与えたが、この結果、新興ドイツの独占資本とイギリス資本との斗争は異常に尖鋭化し、ついに世界大戦の一要因をなすに至ったことは、歴史の示すところである。

アメリカにおける関税法の濫觴は一七八九年である。初代財務長官アレキサンダー・ハミルトンは、有名な「工業に関する報告」*Report on Manufactures* (一七九一年)によって、アメリカの保護貿易主義(幼稚産業の育成)に理論的根拠を与えた。しかし、ハミルトンの思想は、かなりの期間、実際上の実施に移されることがなかった。一七八九年から一八二二年にかけて二四の関税法が通過したが、それは基本的には財政収入のための関税であって、ハミルトンのないしリスト的な育成関税ではなかった。アメリカは当時まだ農業経済の支配的な国であって、工業の保護は関税上従とせられたにすぎなかった。アメリカで明確な保護貿易政策が行われたのは、タウシッグによれば、一般に一八一六年の関税法をもってであるとされている。⁽⁵²⁾この保護関税を推進せるものは、一九世紀前期におけるイギリスの大陸封鎖によって飛躍的發展をとげた木綿工業および羊毛工業であった(米英戦争以前に、アメリカは

きわめて大量の綿製品をイギリスからの輸入に仰いでいた。対英貿易の再開は、これらの新興産業の危機をもたらず。ここに保護貿易の要求が生れたが、この当時の保護主義は全国民的な要求であったとされている。それは一八一五年におけるイギリスの穀物条例の実施によって、アメリカの中部、西部の農民が国内市場に目を向けざるをえなかったからである。⁽⁵³⁾

しかしながら、なお、一八一六年の関税法は多分に財政関税的な色彩をもっていて、保護関税政策の端緒とは明確になしえない点がある。一八三二年から六〇年のあいだは、アメリカの関税はきわめて浮動的で、低率関税に続いて高率関税が現われ、さらにこれに代って別の低率関税が続いた。四六年にはしばしば自由貿易の時代がはじまるといわれているが、タウシグによれば実際は緩和された保護関税の時代である。五七年には、保護関税はさらに低率となり、数年間は一八一六年以後の状態と変らぬほど自由貿易に接近した。⁽⁵⁴⁾これには四六年以後のイギリスの自由貿易主義の影響が多分にあったものと考えられる。五七年の恐慌は関税収入を減少せしめた。これが四六年および五七年の自由主義的政策より反動への契機となった。六一年のモリル関税 (Morill Tariff of 1861) は、関税の高率化および保護政策を強化する方向へ変化しはじめた。南北戦争 (一八六一―六五年) はそれ自体関税問題を主要原因とするが、その終結は、イギリスに対する綿花輸出に経済的基盤を置いていた南部綿業資本の主張をいちじるしく低下せしめることによって、工業に対する保護関税をさらに引上げた (六四年)⁽⁵⁵⁾。エンゲルスによれば、アメリカが自覚的に保護貿易主義への転換をはかったのは、この南北戦争をもってである。

アメリカの産業資本は、以来、この保護関税の下に、イギリスの自由貿易に対抗することができた。アメリカの産業資本は保護貿易制度の下で急速な発展をとげ、一八九〇年にはもはや国内フロンティアの消滅が告げられ、

独占への移行が急速化した。八〇年代、九〇年代における企業結合によるトラストの形成は真に目ざましいものがあった。⁽⁵⁶⁾ 一八九〇年のシャーマン・トラスト禁止法 (Sherman Anti-Trust Act) の成立は、なによりもこの事実を雄弁にもの語るものといえる。アメリカの産業が保護貿易制度の下にあのように急速な発展をなしたことは、国内の経済領域(国内市場)の大きさに負うものである。資本主義的生産がすでに発展して、育成関税がもはやその機能を果たしたときには、経済が小さければ小さいだけ、一般にその国の自由貿易への関心はますます強くなる。⁽⁵⁷⁾ 経済領域のきわめて広大なアメリカにおいても、九〇年にフロンティアの消滅が告げられるや、資本による海外市場拡大への要求が増大することは、けだしとうぜんといえる。それはすでに先進国イギリスがとった自由貿易への指向となるはずのものである。「国民的産業の一部門が国内市場を完全に征服しおわった瞬間から、まさにその瞬間から輸出がその産業にとって必要になる。∴そしてあまり堂々とはないが徐々に、自由貿易の方向にながれてゆく」。⁽⁵⁸⁾ これはいうまでもなくエンゲルスによるアメリカの運命の指摘であった。この点はアメリカの関税法のうえにどのように反映されたか。

一八九〇年のマッキンレー関税法はかえって保護貿易制度の急激な拡張を企てたものであり、タウシッグの指摘によれば、米関税史上新紀元を画するほどのものであった。⁽⁵⁹⁾ この当時のアメリカ産業の発展段階を考えれば、それはもはや育成関税とはなしえない性格のものであろう。一方、すでに指摘したごとく、この関税法のうちには、南米市場の拡大をねらって互恵規定の挿入がなされた。この互恵規定は、九四年関税法によって削除される。この九四年関税法は、タウシッグによって低関税政策の濫觴をなすものとされているのであるが、⁽⁶¹⁾ 引下策の大部分は微弱かつ不定なものにすぎなかった。この関税にひきつづく九七年のディングレー関税法は、九三年恐慌のあとをう

けて再度高率保護関税への復帰を示せるものであった。しかし、この法律のなかで互恵主義政策がふたたび復活せしめられたことは注目すべき現象である。この互恵規定に基づいて、アメリカ大統領は、あらゆる商品について二〇%の範囲内で関税を一般的に引下げうる権限を与えられたのである。こうした互恵主義への方向にもかかわらず、九七年の関税は、九〇年関税の場合と同様、積極的な保護主義の産物であり、保護を各方面にわたって未曾有の高率となしたのである。⁽⁶²⁾

このように一九世紀末から二〇世紀にかけてのアメリカの関税は、實際上、高率保護関税の存続・拡大であって、自由貿易的な傾向はわずかに小規模の関税引下や互恵規定がみられたのみに止まった。しかし、一八九〇年以来、関税論争は政党間の最重要問題とされ、高率保護関税を主張する共和党は、自由貿易を主張する民主党によって選挙戦において苦敗を喫することがあった。民主党は、高率保護関税をトラスト形成の主要因であると考えたのである。だが、しかし、こうした民主党の主張が結局において関税法に反映されなかつた主要な理由は、この段階でアメリカの関税がすでに育成関税的な性格から変質しつつあったこと、および関税が保護関税と財政関税の二面性をもっていたがためであると考ええる。⁽⁶³⁾タウシッグは『米国関税史』のなかで、つぎのごとき回想を行っている。「米

国関税史に与えられた不測の新転回（一八九七年の未曾有の高率関税の制定を指す）は、此国発展の一般的傾向が自由主義の政策を容易且つ望ましきものとしたが故に一層遺憾なものとなった。此の世紀の最後の数年間に於て新なる経済状態が現はれ、次の世紀は新時代を展開すると思はれたから、斯かる経済状態は此国の関税政策に益々重大な影響を与える事となった。合衆国は一大工業国であるが、単に之のみに止らず、製造工業の大部分は、最早保護関税に大して依存しない国である。∴保護関税は、あれやこれやの些細な点では如何に重要であっても、大体において

産業發展の一般的過程に重大な影響を与へる事は出来ない、且つ時を経るに従つて此の影響は漸次減少するのである。⁽⁶⁴⁾」

アメリカが工業の成熟に伴つてなおかつ自由貿易化の方向を打出すことなく、かえつて保護貿易をますます強化しつつあるとき、イギリスで保護貿易の主張が抬頭しつつあったことは、歴史の弁証法的發展の然らしめるところといえるであらう。⁽⁶⁵⁾ ドイツは一八七九年にビスマルクによつて高率保護関税を採用し、フランス、ロシア、イタリアもまた前後して保護貿易の方向をたどった。すでにイギリスでも、一八四六年の穀物条例の撤廃以来一世代のあいだに保護主義者の抬頭がみられた。一八七九—八一年の農業不況を契機として Fair Trade の主張が生じ、八年には National Fair Trade League が結成された。かれらは工業原料の輸入は無税とし、工業製品および食料品に輸入関税を賦課することを主張したが、この主張は主としてドイツ、フランス、アメリカの工業力と競争をなしない製造業者によつて支持された。一九世紀末になると、かつてはバーミンガムの急進的自由貿易論者であつたジョセフ・チェンバーレン Joseph Chamberlain は帝国主義思想に傾き、英帝国における関税同盟 Zollverein の思想を發展せしめた。さらにポア戦争後、チェンバーレンは第三次ゾールズベリ内閣の植民相として、食糧関税を含む英帝国特惠関税の計画を抱き、こうした保護政策の実現のために関税改革連盟 (Tariff Reform League) を結成した。チェンバーレンを中心とする保護主義者たちがドイツの関税をモデルとして検討したことは注目してよいだらう。一九〇六年の総選挙において、チェンバーレン等の保護貿易派は自由貿易派に大敗した。チェンバーレン派の提案の弱点は、保護貿易と帝国特惠の主張を結びつけていたがために、植民地、自治領保護の立場から工業原料品や食糧に対する関税を意味しても、工業製品に対する関税を意味しなかつたことである。⁽⁶⁷⁾ しかも、チェン

バーレンの率いる統一党ユニオニストは、一九一一年にはじめて公式に保護と帝国特惠の完全なる計画を要求するに至った。その中心は輸入食糧関税にあったが、統一党はふたたびその後のランカシャー補欠選挙で大敗を喫した。

一九一五年には、はじめて戦時下においていわゆるマッキナー McKenna 関税が奢侈品輸入の制限を目的として制定された。これは穀物条例の撤廃以来はじめての自由貿易原則の侵害であった。戦後二年には失業問題の解決と国内市場の保護を目的として、工業保護法 *Safeguarding of Industries Act* が制定された。この法律は、戦争の遂行に必要であった小規模重要産業の保護のために三三・三%の従価関税を賦課し、さらにダンピング防止関税の制定を認めるものであった。だがこの法律はきわめて不評判で、従価関税は五年間賦課されたにすぎなかった。

二四年にはウインストン・チャーチル蔵相がポールドウイン内閣の下で新しく絹、人絹、ホップに対する保護関税を制定し、ここに自由貿易原則の再度の侵害が行なわれた。しかし、こうした保護主義的傾向の強化にもかかわらず、この段階でイギリスは実質的にはいぜんとして自由貿易国であった。すなわち、イギリスへの輸入品の大部分が無税であり、関税の大部分もまたビールやアルコール類のように消費税を伴うものか、あるいは茶、コーヒー、ココア等のように国内で生産されない商品に影響を与えたにすぎなかったからである。イギリスが光榮ある自由貿易原則を投げうって保護貿易主義に「復帰」したのは、一九三一年秋の *The Abnormal Importations Act* 三一年における輸入税法（食糧、原料および自治領産物を除く一切の輸入品に一〇%の課税、奢侈品に対して三三%までの課税を認めた）、およびオッタワ会議における英連邦特惠関税の制定をもってである。

ところでアメリカは、オッタワ協定におくれること二年後の一九三四年に、互惠通商協定法を無条件最惠国条項つきで採用するに至った。このアメリカによる保護貿易主義から自由貿易的政策への傾斜の背後には、すでに世界

に隔絶するアメリカ独占資本の高度の生産力が存在する。⁽⁶⁸⁾ イギリスはすでに一八四六年に世界に支配的な工業国として自由貿易原則を打出した。一世紀ちかくおかれて、一九三四年にアメリカもまた資本主義世界における主導的な工業国として自由貿易的政策を採用するに至った。しかし、すでに詳述せるところ、アメリカのいわゆる自由貿易政策は、完全に一九世紀イギリスのそれに等置せらるべきものでなく、一方でそれは国内農業（および小企業）に対する強固な保護政策を随伴すると同時に、その名前の下に外国市場の門戸開放を要求するというきわめて攻勢的な性格のものである。⁽⁶⁹⁾ その意味でアメリカの三〇年代以後の貿易政策は、自由貿易的傾向と高度の保護貿易主義との矛盾の統一物に転化するものであって、このことがとくに第二次大戦以後アメリカの国際政治上の発言を弱める主要な原因となっている。

一九世紀のイギリスは、農業的世界の工業的中心地として、自国の農業問題を自ら放棄するという形である意味での解決を行うことができたのに対して、帝国主義段階でのアメリカはもはやそのような形での解決を行うことはできなかった。⁽⁷⁰⁾ この段階での農業問題は、すでに個々の国々での農業問題という形で提起せられるのではなくて、世界資本主義の農業問題という形で提起せられざるをえない性質のものに変質している。第一次大戦後の資本主義諸国における普遍的な国家主義の抬頭もまた、世界資本主義の農業問題の反映として理解せらるべきものであろう。アメリカの一九三三年農業調整法も農業問題の国家主義的な解決法を示したものであるが、これは一方における独占資本の必然的要求としての互恵通商主義の採用と矛盾・撞着を示すことになる。この矛盾は、第二次大戦後における互恵主義の継続と農業保護政策の拡大・強化のために斗争の形態にまで高められるのである。

今日の段階においては、主導的な資本主義諸国で独占資本による工業生産力が拡大・強化するにつれて、市場の

拡大要求、したがっていわゆる「貿易自由化」の主張もまたますます強化する方向にあるといえる。しかし、帝国主義の段階においては農業と工業との不均等発展は一段と高まらざるをえないであろうから、農業保護の要求もまた、一方でますます無視しえないものとなるであろう。このことは、基本的には、一国あるいは経済共同体内部における農業政策と貿易政策との矛盾という形で現れざるをえないのであるが、それは帝国主義の段階における資本主義が農業問題を根本的に解決する能力をもちえないことを示すものである。

註(40) 「一八四六―四七年はイギリス経済史において一時代を画する。穀物法は廃止され、棉花及びその他の原料に対する輸入関税は撤廃され、自由貿易が立法の導きの星として宣言された！要するに千年王国 tausendjährige Reich が始まったのである」(マルクス『資本論』第一巻第二分冊、向坂訳、岩波文庫版、二五五頁)。チャーチスト運動は、同じ一八四六年に頂点に達するが、それ以後ふたたび活気を呈することはなかった。

(41) "It was the rain that rained away the Corn Laws." (Geoffrey Drage, *The Imperial Organization of Trade*, London, 1911, p. 19.)

(42) G. Armitage-Smith, *The Free-trade Movement and its Results*, third edition, London, 1912, p. 164. エンゲルスもまた「マルクス『自由貿易問題』英語版序文のなかで、「イギリスをして数年間にこの変革をなしとげさせた事應は、二度とはやってこないであろう」と述べている(マルクス『エンゲルス選集、第二巻下、大月書店、四一二頁)。

(43) スタンリー・ジェボンス (Stanley Jevons) は、ヴィクトリア王朝期(自由貿易時代)イギリスの全盛をつぎのごとく謳歌している。「アメリカとロシアの平原は我々の島であり、シカゴやオデッサの穀物、カナダや北欧の森林、オーストラリアの牧場、カリフォルニアとオーストラリアの金、ペルーの銀、シナの茶、西インドの砂糖、世界各地の棉花等々は我国に流れこむ」(大野真弓編『イギリス史』山川出版社、昭二九、一七五頁)。マルクスは、一八五三年六月一日の「エンゲルス宛ての手紙で「世界の工場となり、他のすべての国を製造工業からきりはなされた粗放農業に逆転させているイギリス」と書いている(マルクス『エンゲルス選集、第八巻下、大月書店、四六二頁)。

(44) エンゲルス「保護関税と自由貿易」(マルクス『自由貿易問題』英語版序文、マルクス『エンゲルス選集、第二巻下、

大月書店) 参照。

- (45) フリードリッヒ・リスト『国民経済学体系』(上)(谷口吉彦・正木一夫訳、改造文庫、二一八頁)。
- (46) 「保護貿易は、どんなにうまくいっても頭のないネジ釘である。いつネジをしめおえたか絶対にわからない」(エンゲルス、前掲、四一一頁)。
- (47) Theodor Mayer, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte der Neuzeit*, 1928. (上田作之助訳『ドイツ近世経済史』慶応書房、昭一八、一五九頁)。
- (48) エンゲルス、前掲、四一五頁。
- (49) ドイツに関しては、大野英二『ドイツ金融資本成立史論』(有斐閣、昭三一) 所収、第二部「ドイツ帝国主義と経済政策」、および柚木重三『独乙経済史概説』(有斐閣、昭二三) 第六章以降に負うところが大きい。
- (50) Gunter Fabiunke, *Zur historischen Rolle des deutschen Nationalökonom Friedrich List (1789—1846)*, Berlin, 1955. (伊東勉・豊川卓二訳『リスト研究』未来社、一九五八年、一九〇頁)。
- (51) 「一八七九年における保護関税の勝利は、保護関税の機能における一転向の開始を意味するものであって、育成関税は、しだいにカルテル保護関税となったのである」(ヒルファディング『金融資本論』国民文庫版、五三一頁)。
- (52) タウシッグ『米国関税史』前掲、五七頁。
- (53) 平出宜道「アメリカにおける保護関税の成立」(『近代資本主義成立史論』日本評論新社、昭三三、三五四—三五五頁)。
- (54) タウシッグ、前掲、一〇三頁。
- (55) エンゲルス、前掲、四〇八頁参照。ホブスンもまた、アメリカの近代の関税政策は南北戦争の直接の遺産であり、それ以前のアメリカの関税は自由貿易的傾向をもつものであったとしている(J. A. Hobson, *The New Protectionism*, London, 1916, pp. 12—13)。
- (56) トラスト運動の出発点は、一八七九年の第一次スタンダード石油トラストの形成によって画される。一八七〇年代から二〇世紀初期にかけて、アメリカの独占資本主義は一応の確立をみたといえるが、この発展過程のスケッチは、小原敬士『アメリカ独占資本主義の形成』(岩波書店、昭二八) に示されている。
- (57) ヒルファディング、前掲、五四四頁。

アメリカの農業政策と貿易政策

- (58) エンゲルスは、「まさにこんにちのアメリカの事情はこうなりそうなのだ」と註釈している（前掲、四一五頁）。このような情勢であつたればこそ、マルクスがイギリスについて「一八四七―四八年当時に書いた論文を集めて、英語版（一八八八年）を出すことが有益だと考えられたのである。すなわち、このことからしても、一八八〇年後期において、アメリカでまさしく「自由貿易か保護貿易か」の問題が論議の対象となつてゐたことが分る。

- (59) タウシッグ、前掲、二二五頁。

- (60) 国際連盟の数字によれば、工業製品の生産でアメリカがイギリスを追い越したのは一八八一―八五年の期間で、同期間に世界工業製品生産高に占める割合は、アメリカの二八・六％に対してイギリスは二六・六％となつてゐる（League of Nations, *Industrialization and Foreign Trade*, 1945, p. 13）。

- (61) タウシッグ、前掲、二八二頁。

- (62) 九七年のデイングレイ関税は高率の工業保護関税および砂糖附加関税をきわだつた特徴としたが、その結果、アメリカを砂糖の主要輸出市場としていたドイツのユンカーは、鉄鋼独占資本の主導の下に、デイングレイ関税に対する総攻撃を展開し、ドイツ国内は「アメリカの鋼鉄トラスト・ロックフェラーのスタンダード石油トラストおよびハヴェマイアの砂糖トラストにたいする荒々しい斗争の叫びに満たされた」という。主要資本主義諸国でのこのような作用Ⅱ反作用の關係を通じて、國際的に高度保護貿易体制は確立されてゐたのである。

* 大野英二、前掲、一九四頁。

- (63) 「保護貿易及び自由貿易の問題は、まだ然し政府の才入の問題と関連して錯雜して居た。而して、之は、國家の經費を支弁するに多く関稅收入に頼る以上、避け難い事であつた」（タウシッグ、前掲、三一八頁）。この關稅の二面的性格は、基本的には一九一三年に連邦所得稅法が制定され、連邦稅收入の財源が明確化されて、はじめて解消されたのである。

- (64) タウシッグ、前掲、三一九―三二〇頁。

- (65) イギリスの穀物条例撤廢以後における自由貿易の發展、消滅の簡潔な歴史は、F. W. Hirst, *From Adam Smith to Philip Snowden: A History of Free Trade*, London, 1925. に与えられてゐる。以下の敘述は主としてこの文獻に拠つてゐる。

- (66) この不況は主として一八七〇年代にはじまるアメリカ小麦の侵入によるものであつた。この結果、一八七七年に一クオ

イター当り五六シリング九ペンスであつた小麦価格は、八六年には三一シリングに低落した (C. P. Hill, *British Economic and Social History 1700—1914*, London, 1957, p. 164)。

(67) C. P. Hill, *Ibid.*, p. 155.

(68) 一九二六—二九年平均でアメリカの工業製品生産額は四二億ドルに達したのに対し、イギリスは九四億ドル、ドイツは一一五億ドルで、世界総生産(ソ連を含む)に占める割合は、それぞれ四二%、九%、一二%であつた (League of Nations, *op. cit.*, pp. 13, 84)。さらに貿易面でみると、アメリカがイギリスを追い越したのは一九二六年であり、アメリカが決定的な優位に立つに至つたのは、一九三九年からである (W. S. Woytinsky and E. S. Woytinsky, *World Commerce and Governments, Trend and Outlook*, New York, 1955, pp. 52~53)。

(69) 一九世紀イギリスの自由貿易と二〇世紀アメリカの標榜する自由貿易とは、ともに攻撃的性格のものとしては基本的に同一面をもっているといえるであろう。イギリスの自由貿易がたんなる通商の自由・平等でないことは、自由主義のイギリスが武力をもつて中国の門戸開放を行つた事実(一八四〇—四二年のアヘン戦争、五六年の第二次英中戦争)を想起すればよい。ファビウンケは、リストの現代的意義をつぎのごとく評価している。「フリードリヒ・リストは、前世紀の前半に自由貿易主義のドグマにたいして斗つて、それが世界征服のためのイギリス的イデオロギーであることを暴露した。新自由主義とコスモポリタニズムとが、世界征服のための現代のアメリカ的イデオロギーであることを認識することが問題となっている今日、ほかならぬわが国民の歴史のこうした伝統を想起するのは、あまりにももっともなことである」(傍点は原著者による。ファビウンケ『リスト研究』三〇四頁)。

(70) 産業資本の段階に、イギリスの工業は農業人口を急速に吸収してプロレタリアート化することができたが、帝国主義段階の工業は農業人口をそのように簡単には吸収することができず、たえず雇用問題なり厚生問題なりを伴うようになっている。そこに帝国主義段階の農業問題成立の基礎がある。このことは、二〇世紀に入るにつれて、イギリスでもまた農業保護政策が強力に打出されるようになった根拠を明らかにするものといえる。

(附記) 本稿の論旨をヨリ説得的なものとするためには、第二次大戦後の発展によって補うことが不可欠であると考え、紙

数の関係で割愛せざるをえなかった。いずれ今後の課題として果したいと思うが、しかし、基本的な論旨は、不十分ではあるが本稿のうちに貫きえたと考えている。なお、方法の点では、宇野弘藏氏の『世界経済論の方法と目標』（『世界経済』一九五〇・七）に示唆をえるところがあった（一九五九・七・三〇）。

（研究員）